

幹線交通検討分科会設置要綱

(目 的)

第1条 大竹市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、幹線交通の整備内容等について検討するため、「幹線交通検討分科会」(以下「分科会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について検討を行い、大竹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に提案を行う。

(1) 幹線交通の運行に係る基本事項

ア 運行ルート

イ 運行車両

ウ 乗降施設(停留所)の位置

エ 運行ダイヤ

オ 運賃

(2) 利用促進の手法

(3) 運行内容の評価・改善方法

(4) その他、協議会が必要と認めたもの

(組織)

第3条 分科会は、自主的かつ主体的に参加し、活動する者をもって委員とし、組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 分科会長は、会務を総括し、分科会を代表する。

3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 分科会長は、必要に応じ分科会を招集する。

2 分科会長は、必要に応じ、分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見等を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、自治振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。